

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査その他業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「設計共通仕様書」という。)、 「地質調査業務共通仕様書」(以下、「調査共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、岩木川左岸地区廻堰大溜池において、漏水対策後の試験湛水期間の計測データの整理・分析・評価及び完了地区技術課題検討委員会資料の作成を行うとともに、岩木川左岸地区東俣導水幹線用水路において、農業水利施設の機能保全の技術向上等に資するため、排水対策施設のモニタリングを行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰地内他で、別添1位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

[設計作業]

- | | |
|--|----|
| (1) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価 | 1式 |
| (2) 完了地区技術課題検討委員会資料の作成(廻堰大溜池の漏水対策後の試験湛水結果) | 1式 |
| (3) 排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認 | 1式 |

[調査作業]

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 排水不良対策施設の効果検証調査 | 1式 |
|---------------------|----|

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-6条

- (1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- 2) 東北農政局において、令和7・8年度（測量・建設コンサルタント等契約）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 設計共通仕様書第1－30条守秘義務を遵守できるものであること。
- 5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○照査技術者と同等の技術者資格を有する者

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4－1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

設計共通仕様書第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものでない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1－7条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳

格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1 - 8 条

業務請負契約書、設計共通仕様書、調査共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1 - 9 条

- (1) 管理技術者は、設計共通仕様書第 1 - 6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業用ため池管理保全技士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博 士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第 1 - 10 条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第 1 - 7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業用ため池管理保全技士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博 士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 設計共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価(3ヶ月分程度)作成時
- 3) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価(6ヶ月分程度)作成時
- 4) 排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認時
- 5) 完了地区技術課題検討委員会資料作成時
- 6) 成果品取りまとめ時
- 7) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-11条

担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条及び調査共通仕様書第1-7条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-12条

設計共通仕様書第1-11条、調査共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条、調査共通仕様書第1-11条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-13条

受注者は、設計共通仕様書第1-37条、調査共通仕様書第1-38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第1-14条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超え

る額につき、業務費の変更に応じなければならない。

- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び(7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成 31 年 3 月
2	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」	(社) 農業農村工学会	令和 7 年 4 月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	平成 30 年 5 月

(作業条件)

第 2-2 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

第 2-3 条

本業務の対象となる施設は、次のとおりである。

① 廻堰大溜池諸元等

満水面積 2.8km² 流域面積 17.8km²

周囲長 11km

堤頂長 4.2km

堤高 約9m 堤頂幅 4.5m

有効貯水量 11,000千m³

水深 約7m (利用水深5.8m)

取水塔 3基

洪水吐 (常用、異常) 2箇所

常用洪水吐

1) 溢流堤長 12.0m

2) 最大排水量 6.8m³/s

異常洪水吐

1) 溢流堤長 120.0m

2) 最大排水量 48m³/s

ゲート 第1取水塔

1) 取水塔取水ゲート 鑄鉄製スライドゲート 500mm×500mm 4門

2) 取水塔放流ゲート 鑄鉄製スライドゲートφ1200mm 1門

第2取水塔

1) 取水塔取水ゲート 鑄鉄製スライドゲート 700mm×700mm 4門

2) 取水塔放流ゲート 鑄鉄製スライドゲートφ1500mm 1門

第3取水塔

1) 取水塔取水ゲート ステンレス製スライドゲート 1.24m×1.29m 6門

旧樋管 8箇所

受益面積 8,680ha (令和4年3月時点)

溜池底地所有者 農林水産省

溜池管理受託者 青森県、廻堰大溜池土地改良区

② 東俣導水幹線用水路諸元等

測点番号 No. 30+32.40 (左岸)

計画最大通水量 Q=10.377m³/s

施設名称 13号流入工 φ400

構造 積ブロック護岸水路

寸法 (内寸) 下幅4600×上幅6800×高2200mm

(参考図書)

第2-4条

本業務の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル (ダム編)	(一社) 農業土木 機械化協会	平成7年1月

(貸与資料等)

第2-5条

貸与資料は、次のとおりである。

1. 業務報告書関係	
令和元年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能照査検討その他業務
令和2年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能その他調査業務
令和3年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和4年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池地質総合解析その他業務
令和4年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務
令和5年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和5年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務
令和5年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務
令和6年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区幹線水路排水不良対策調査検討業務
令和6年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務
令和7年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区幹線水路排水不良対策検討その他業務
2. 事業誌	
	国営西津軽農業水利事業 事業誌
	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌
3. 図面	
	廻堰大溜池施設管理図（図面目録含む）
	岩木川左岸（二期）農業水利事業 管理図
4. その他	
	第1回～第6回 完了地区技術課題検討委員会（廻堰大溜池） 議事概要
	第7回完了地区技術課題検討委員会（廻堰大溜池）委員会資料

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-6条

第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-7条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名 (予定)	業務実施 (予定) 期間
令和8年度 国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区地質調査その他業務 (仮称)	令和8年5月～令和9年1月
令和8年度 国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区施設計画検討その他業務 (仮称)	令和8年5月～令和9年3月
令和8年度 国営土地改良事業地区調査 廻堰大溜池地区耐震性能照査検討業務 (仮称)	令和8年5月～令和9年3月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業位置は、別添1及び別添2の位置図に示すとおりである。また、作業項目及び数量は、次のとおりであり、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」に示すとおりである。なお、調査作業における詳細については別紙-3「計測位置図」のとおりである。

[設計作業]

- | | |
|---|----|
| (1) 準備作業 | 1式 |
| (2) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価 | 1式 |
| (3) 完了地区技術課題検討委員会資料の作成 (廻堰大溜池の漏水対策後の試験湛水結果) | 1式 |
| (4) 排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認 | 1式 |
| (5) 点検取りまとめ | 1式 |
| (6) 照査 | 1式 |

[調査作業]

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 排水不良対策施設の効果検証調査 | 1式 |
|---------------------|----|

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-4条、第2-5条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- (3) 漏水対策後の試験湛水結果の報告等を行う、学識経験者及び専門家からなる完了地区技術課題検討委員会は、令和9年2月下旬の開催（開催地：仙台市）を予定しており、委員会の約2週間前に幹事会を開催（開催地：仙台市）することとしている。委員会及び幹事会資料の作成は、監督職員と提出期限を確認のうえ実施するものとする。
- (4) 完了地区技術課題検討委員会及び幹事会開催に係る費用は、発注者が負担することとしているが、受注者はこれに係る資料の作成、会議への出席をしなければならない。
- (5) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
- (6) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整備・分析・評価及び排水不良対策施設の効果検証調査は、学識経験者（農研機構農村工学研究部門）からの技術指導・助言の対象予定であり、排水不良対策施設の効果検証調査の整理、排水不良対策施設の有効性等の検証にあたっては学識経験者の指導・助言を受けるものとし、詳細については監督職員と確認するものとする。
- (7) 排水不良対策施設の設置で必要となるエンジン式ポンプ等を貸与することを考えており、初回打合せ後に一括で貸与するものとし、調査終了後に返却するものとする。また、これ以外に調査で必要となる機器があった場合は監督職員と協議するものとする。
- (8) 排水不良対策施設の効果検証調査の実施時期については、通常期中干し後の7月下旬～8月上旬のうち1日を効果検証の実施を予定している。なお、事前に監督職員及び関係土地改良区に状況を確認のうえ実施するものとする。
- (9) 排水不良対策施設の設置にあたっては、作業着手前に管理用道路を使用する関係農家等へ、書面等により資材搬入・搬出時の通行止めや作業への協力依頼を周知するものとし、詳細については監督職員と確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価（3ヶ月分程度）作成時）及び排水不良対策工の効果検証調査及び有効性の中間確認時

第3回 中間打合せ（漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価（6ヶ月分程度）作成時）及び排水不良対策工の効果検証調査及び有効性検証のとりまとめ時

第4回 中間打合せ（完了地区技術課題検討委員会資料作成時）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者は、設計共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

このほか、要約版 (市販のファイル綴じで可) を提出するものとする。

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) 有識者等からの助言等により変更の必要が生じた場合。
- (8) 検討委員会の開催場所、開催回数に変更の必要が生じた場合。
- (9) 旅費交通費における宿泊費の精算の協議があった場合。
- (10) その他

第7章 定めなき事項

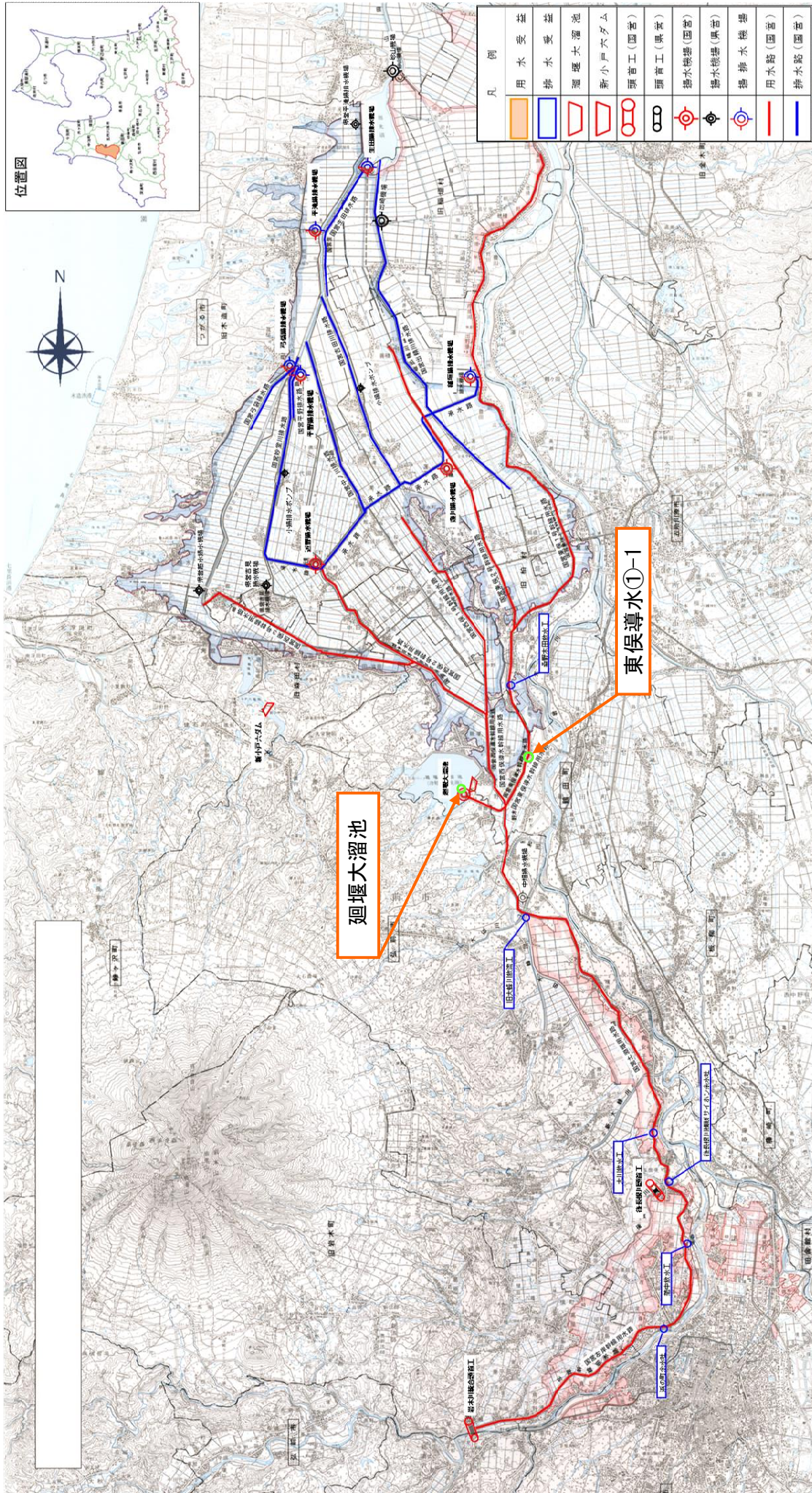
(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添1

令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査その他業務 位置図



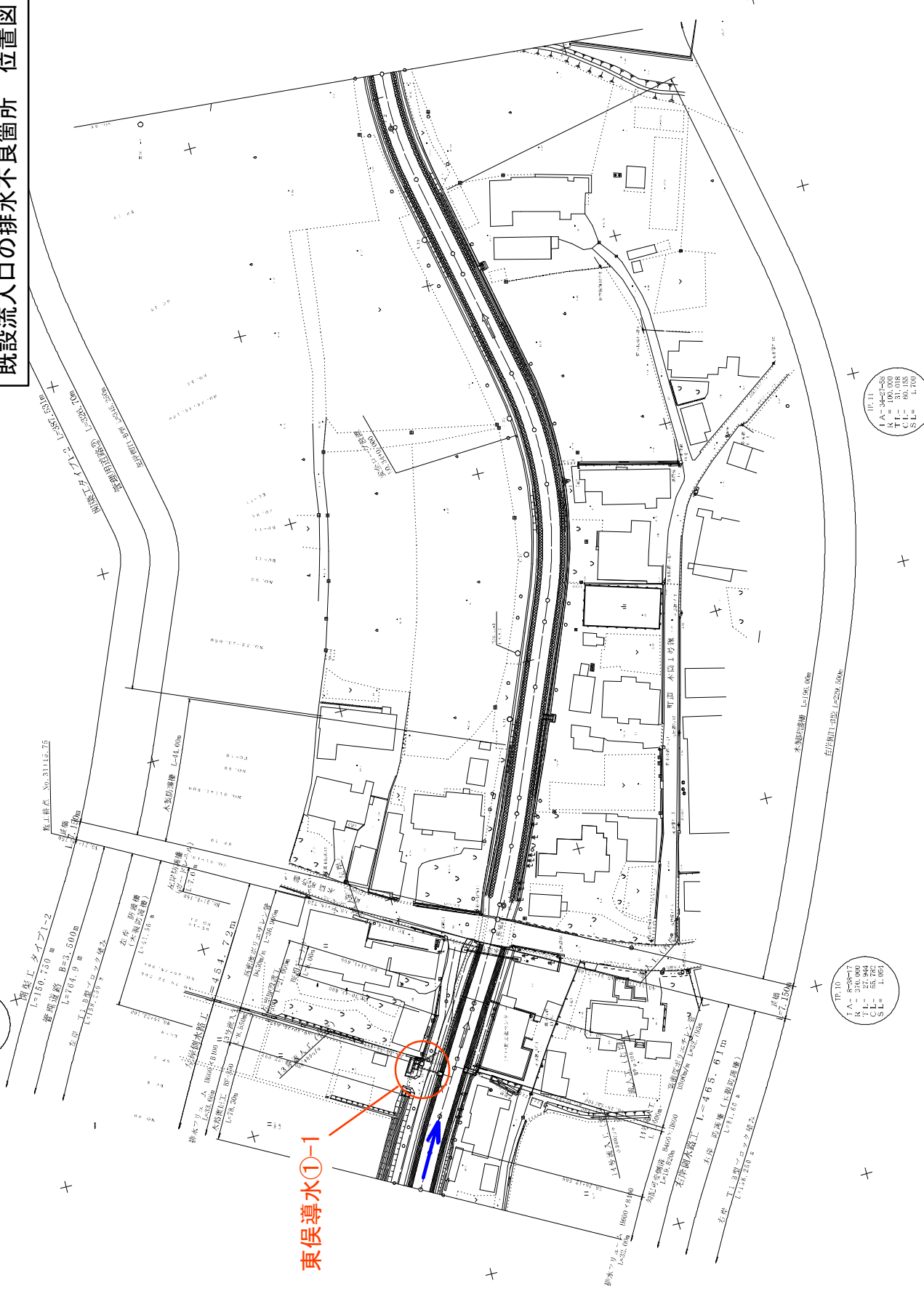
既設流入口の排水不良箇所 位置図 (1/2)

IP. 12
 I.A = 100.000
 B.L = 100.000
 C.L = 288.000
 S.L = 1.000

IP. 9
 I.A = 100.000
 B.L = 100.000
 C.L = 98.882
 S.L = 0.000

IP. 11
 I.A = 100.000
 B.L = 100.000
 C.L = 60.155
 S.L = 1.000

IP. 10
 I.A = 100.000
 B.L = 100.000
 C.L = 55.782
 S.L = 1.000



東俣導水①-1

別紙－1 作業項目内訳表

【設計業務】

作業項目	作業内容	作業実施欄
I 準備作業	対象施設：廻堰大溜池及び東俣導水①－1	
1-1 計画準備・資料の検討	貸与資料について把握し、作業計画を立案する。	○
1-2 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
II 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価	対象施設：廻堰大溜池	
2-1 水位計計測データ整理・分析・評価	発注者が貸与する令和8年3月下旬から令和8年12月上旬までの1時間毎の水位計測データの整理を行う（NO.4貯水位1箇所、NO.4堤体内水位計9箇所、NO.40堤体内水位計6箇所、NO.50堤体内水位計8箇所、計24箇所）。 整理した水位計測データを雨量との関連について分析評価し、NO.4漏水対策箇所については堤体内水位とカサグランデの方法（均一型）による計算上の浸潤線との比較により漏水対策の妥当性について分析・評価を行う。また、NO.40、NO.50については、近傍の旧樋管部からの漏水の可能性について分析・評価を行う。	○
2-2 堤体傾斜計計測データ整理・分析・評価	発注者が貸与する令和8年3月下旬から令和8年12月上旬までの1時間毎の傾斜計計測データの整理を行う（NO.24、NO.30、NO.34、NO.37堤体傾斜計各1箇所、計4箇所）。 整理した傾斜計計測データについて貯水位、堤体内水位、雨量との関連等分析・評価を行う。	○
2-3 その他データ（漏水量、濁度、雨量計計測データ）整理・分析・評価	発注者が貸与する令和8年3月下旬から令和8年12月上旬までの期間の1時間毎のその他データの整理を行う（NO.4漏水量、濁度、雨量計計測データ各1箇所、計3箇所）。 整理したその他データ（漏水量、濁度、雨量計計測データ）について貯水位、堤体内水位との関連等分析・評価を行う。	○
III 完了地区技術課題検討委員会資料の作成（廻堰大溜池の漏水対策後の試験湛水結果）	漏水対策後の3箇年分（令和6年度分～令和8年度分）の試験湛水結果について委員会資料の作成を行う。	○
IV 排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認	対象施設：東俣導水①-1（No.30+32.40左岸、13号流入工）	
4-1 排水不良対策施設の効果検証調査の整理	調査業務のI.排水不良対策施設の効果検証調査の実施結果を踏まえ、以下について整理を行う。 ・試験運転時の騒音調査結果（3地点：エンジンポンプ地点、左岸及び右岸の隣接民家境界部）を整理、考察する。 ・吸込側と排水側の水位によりポンプの吐出量を整理、考察する。 ・排水路3箇所の流入量を整理し、エンジンポンプの適用性について考察する。	○
4-2 排水不良対策施設の有効性等の検証	上記4-1の結果を基に、以下について評価及び検証を行う。 ・効果検証調査の整理結果を踏まえ、中干し後における排水対策の有効性の評価及び課題の検証を行う。	○
4-3 学識経験者（農研機構農村工学研究部門）及び土地改良区説明資料作成	上記の結果を踏まえ、学識経験者（農研機構農村工学研究部門）への説明資料と土地改良区説明資料を作成する。	○
V 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○
VI 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○

※ 上記作業に必要な水位計、傾斜計等の計測機器は過年度に設置済みである。

別紙-1 作業項目内訳表

【調査業務】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
I 排水不良対策施設の効果検証調査	対象施設：東俣導水①-1 (No. 30+32. 40左岸、13号流入工)	
1-1 排水不良対策施設の設置	過年度のモニタリング計画により、対策施設を設置する。 ・エンジン式ポンプ：1台(φ50×50mm)、盗難防止用のチェーン付 ・サクシオンホースとホースプロテクタ ・防音パネル	○
1-2 排水不良対策施設の効果検証調査	上記1-1の排水不良対策施設において、以下の期間において効果検証調査を行う。 ・通常期（7月下旬～8月上旬：中干し後）の内1日 調査内容は、以下のとおり。 ・騒音測定（3地点） ・揚程測定（吸込側、排水側の水位） ・流入量（排水路3箇所の水深、流速） 運転は、9時から15時半とし現地作業手順は別紙-2「現地作業手順」のとおり。	○

※ 上記1-1の排水不良対策施設の設置に必要なエンジンポンプ等の機器は発注者で貸与する。

※ 上記1-2で必要な騒音測定機器等は受注者で準備するものとする。

別紙-2 現地作業手順

【調査業務】

手順	作業内容	作業内容	備考
対象施設：東俣導水①-1 (No. 30+32. 40左岸、13号流入工)			
1	資機材、計測機器の準備	時刻合わせ	
2	エンジンポンプ設置 給排水ホース設置	給油満タンを確認 給水キャップを外して、満タン注水 ※注水用の水は3リットル以上を準備	前日の作業
3	暗騒音の測定	風向風速も併せて確認	
4	エンジンポンプ運転開始	騒音測定開始 揚程測定（吸込側、排水側ホースの高さ） 開始時刻の記入 計測ポイントの水位測定	運転開始時間 午前9時頃
5	運転開始から30分後	計測ポイントの水位測定	
6	運転開始から1時間後	計測ポイントの水位測定、排水路流入量測定	
7	運転開始から1時間半後	計測ポイントの水位測定	
8	運転開始から2時間後	計測ポイントの水位測定、排水路流入量測定	
9	エンジンポンプ再始動 以降 手順4～8を繰り返 し、全体で3サイクル程度	開始時刻の記入 計測ポイントの水位測定（排水量測定）	運転終了時間 午後3時半頃

